

第1章

総論

第1節 計画改定の背景・趣旨

国は、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物処理法の改正や各種リサイクル法の整備を行ってきた。循環型社会形成推進基本法では、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することとしている。

本県でも、これまで廃棄物の減量化とリサイクルや適正処理の推進を目的とする「えひめ循環型社会推進計画」、廃棄物処理問題に適切に対応するための「愛媛県廃棄物処理計画」を策定し、それぞれの計画に基づき循環型社会の構築に向けた各種の取組みを実施してきたが、平成23年度に「えひめ循環型社会推進計画」と「愛媛県廃棄物処理計画」を統合し、「第三次えひめ循環型社会推進計画」を策定した。

この度、同計画の計画期間が終了するに当たり、これまで進めてきた各主体の取組みを検証しこれまでの取組みをさらに進めるとともに、新たな課題に対応した取組みを推進するため、「第四次えひめ循環型社会推進計画」（以下「本計画」という。）として策定するものである。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づく「都道府県廃棄物処理計画」として位置付けられるものである。

なお、本計画と法律、条例及び他の計画との位置付けを以下に示す。

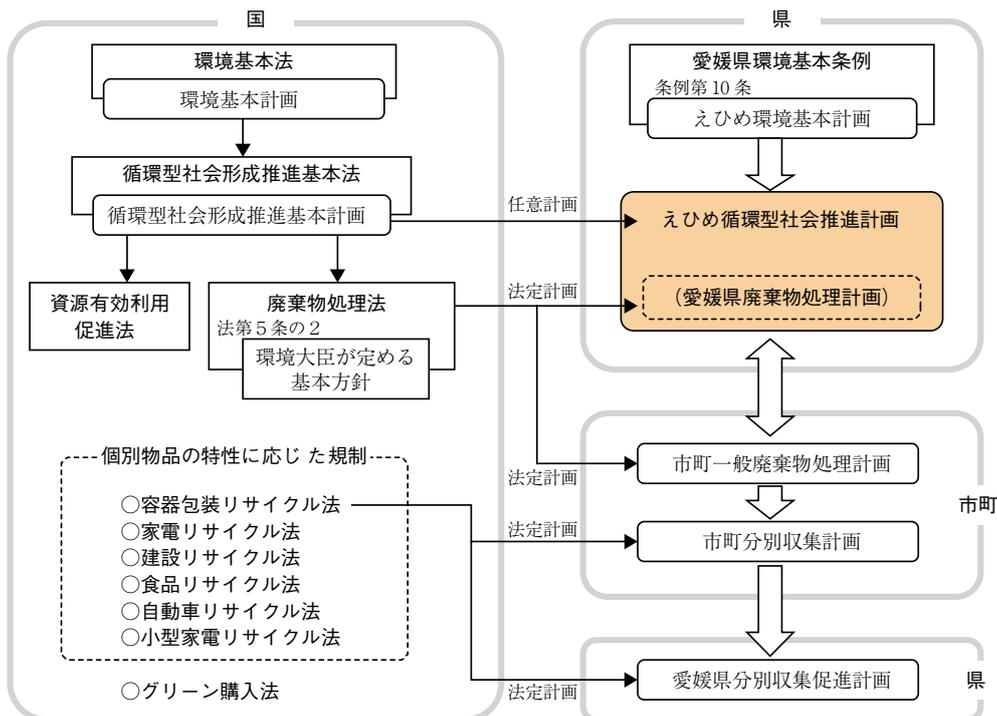


図1-2-1 本計画の位置付け

第3節 計画期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする。

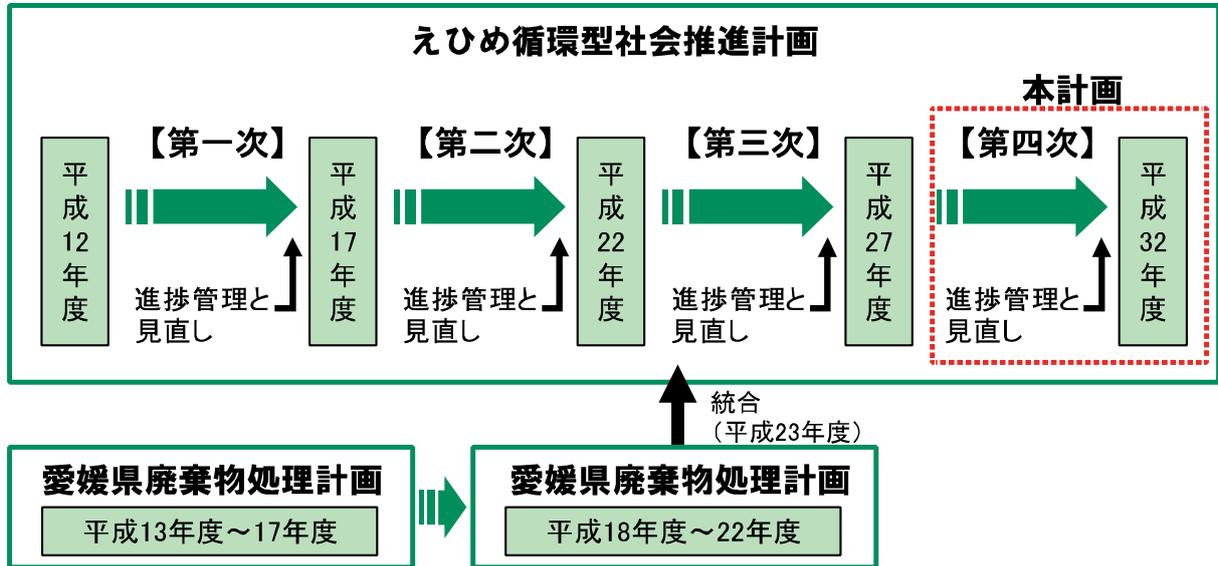
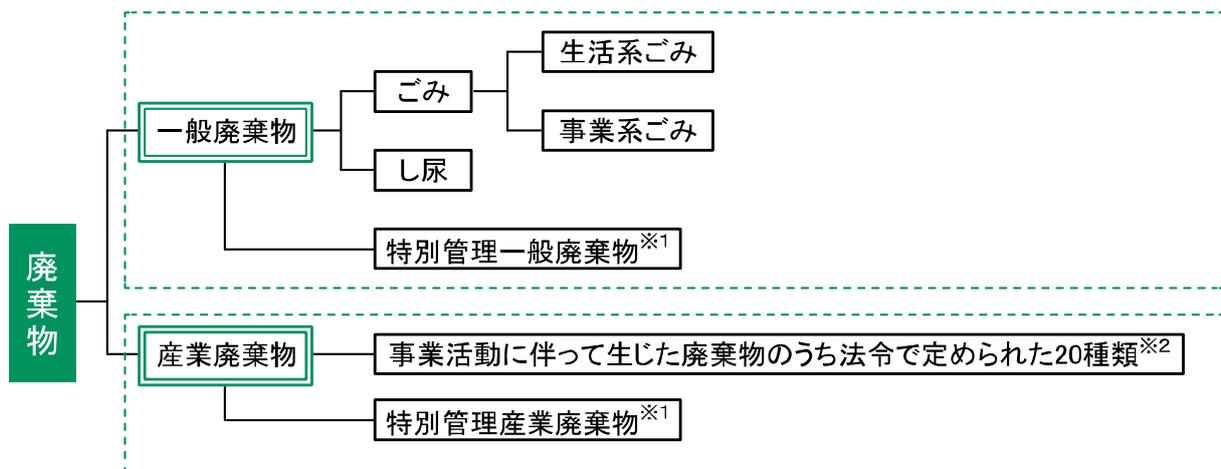


図1-3-1 本計画の計画期間

第4節 計画の対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に規定する「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」とする。



※1. 「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」とは、一般廃棄物・産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

※2. 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん及び上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

図1-4-1 本計画の対象廃棄物